

公害防止に係る届出について 概要

公害(大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動)を発生するおそれのある施設を設置する場合、事前に届出が必要になる場合があります。

これらの届出は、法令に基づくものと北海道公害防止条例によるものがあります。

1 大気汚染に関するものについて

北海道公害防止条例によるもの

ばい煙発生施設、粉じん発生施設を設置する場合は、工事着手予定日の60日前までに届出が必要です。

○対象施設

ばい煙発生施設	アンモニア系肥料製造用の合成施設など
一般粉じん発生施設	原材料等置場、製粉機、チッパーなど

道条例 ばい煙発生施設

1	アンモニア又はアンモニア系肥料の製造の用に供する合成施設	
2	磷酸質肥料の製造の用に供するガス洗浄施設(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)	
3	塩素又はその化合物の製造の用に供する電解施設及び吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、密閉式のものを除く。)	吸収施設にあつては、原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム未満であること。
4	弗素又はその化合物の製造の用に供する吸収施設及び反応施設(密閉式のものを除く。)るか、又はポンプの動力が1キロワット未満であること。	弗酸の製造の用に供する吸収施設にあつては、伝熱面積が10平方メートル未満であること。
5	硫酸の製造の用に供する亜硫酸ガス冷却洗浄施設及び吸収施設	
6	石油精製又は石油製品の製造の用に供する揮発油、灯油、軽油及び潤滑油洗浄施設並びにガス廃棄施設	
7	コークスの製造の用に供する乾りゆう炉及び分離施設(コークス炉からタール及びガス液を分離するものに限る。)	
8	ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設	
9	アルミニウム、ニッケル、銅、鉛、亜鉛又は水銀の製錬の用に供する電解炉	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉にあつては、電流容量が30キロアンペア未満であること。

道条例 粉じん発生施設

1	原材料等置場(鉱物及び土石の堆積場を除く。)	面積が1,000平方メートル以上であること。
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)	鉱物、土石又はセメントの用に供するものにあつては、ベルトの幅が75センチメートル未満であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル未満であること。
3	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75キロワット未満であること。
4	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15キロワット未満であること。
5	分級機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	
6	セメントサイロ及びセメントホッパー(セメント製品の製造の用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	
7	製粉機(食料品の製造の用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
8	乾式繊維板製造施設及び削片板製造施設並びにチッパー(木材、木製品又は家具製造の用に供するものに限る。)	チッパーにあつては、原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。
9	混合施設及び調合施設並びに包装施設(農薬の製造の用に供するものに限る。)	
10	ミキシングロール(ゴム製品の製造の用に供するものに限る。)	

※大気汚染防止法に基づく届出については、十勝総合振興局環境生活課での取り扱いとなります。

北海道公害防止条例に基づく各届出書については、帯広市への提出をお願いします。

2 悪臭に関するもの

北海道公害防止条例によるもの

悪臭発生施設を設置する場合は、設置の工事開始日の60日前までに届出が必要です。

○対象施設

悪臭発生施設 飼料又はし尿施設（豚・鶏関係）、肥料製造の鶏ふん乾燥施設など

道条例 悪臭発生施設

1	(1) 動物の飼養又は収容の用に供する施設であって、次に掲げるもの (ア) 飼料施設 (イ) 屎尿施設 (2) 肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設	化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域（以下この表において「指定区域」という。）にあっては豚（生後6箇月未満のものを除く。以下この表において同じ。）50頭以上又は鶏（30日未満のひなを除く。以下この表において同じ。）5,000羽以上、指定区域以外の区域にあっては豚250頭以上又は鶏1万羽以上を飼養又は収容する施設に係るものであること。
2	てん菜糖の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設	
3	飼料又は肥料（化学製品を除く。）の製造の用に供する原料置場、蒸解施設、分離施設、濃縮混合施設及び乾燥施設	
4	でん粉の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設	
5	パルプ、紙又は紙加工品の製造の用に供する蒸解施設（ブロータンクを含む。）、薬液回収施設及び廃液貯りゅう沈でん施設	
6	ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設及び焼却施設	

※悪臭防止法に基づく届出は定められておりませんので、悪臭防止法規制区域内の施設については、届出の必要がありません。

3 水質汚濁に関するものについて

北海道公害防止条例によるもの

汚水等排出施設を設置する場合は、工事着手予定日の60日前までに届出が必要です。

○対象施設

汚水等排出施設	し尿施設（豚・鶏関係）、木材等製造用の湿式ドラムパーカ及び碎木機
---------	----------------------------------

道条例 汚水等排出施設

1	屎尿施設(動物の飼養又は収容の用に供するものに限る。)	化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第9条第1項の規定により知事が指定する区域(以下この表において「指定区域」という。)にあっては豚(生後6箇月未満のものを除く。以下この表において同じ。)50頭以上又は鶏(30日未満のひなを除く。以下この表において同じ。)5,000羽以上、指定区域以外の区域にあっては豚250頭以上又は鶏1万羽以上を飼養又は収容する施設に係るものであること。
2	木材、木製品又は家具の製造の用に供する湿式ドラムバーカー及び碎木機	

※水質汚濁防止法に基づく届出は十勝総合振興局環境生活課での取り扱いとなります。

4 騒音・振動に関するもの

(1) 騒音規制法によるもの

騒音規制法に基づく規制地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合は、設置の工事開始日の30日前までに届出が必要です。

○対象施設(例)

特定施設 | 金属加工機械、建設用資材製造機械、木材加工機械など

(2) 振動規制法によるもの

振動規制法に基づく規制地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合は、設置の工事開始の日の30日前までに届出が必要です。

○対象施設(例)

特定施設 | 金属加工機械、圧縮機、木材加工機械など

※騒音規制法、振動規制法に基づく届出の詳細については、騒音振動に係る届出の手引きをご参照ください。

(3) 北海道公害防止条例によるもの

騒音発生施設、振動発生施設を設置する場合は、設置の工事開始日の30日までに届出が必要です。((1)及び(2)に該当する場合を除く。)

○対象施設

騒音発生施設	金属加工用圧延機械、空気圧縮機、破碎機、木材加工機械など
振動発生施設	金属加工用プレス、破碎機、コンクリートブロックマシンなど

道条例 騒音発生施設

1	金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上であること。
	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
	(4) 液圧プレス (矯正プレスを除く。)	
	(5) 機械プレス	呼び加圧能力が三十重量トン以上であること。
	(6) せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
	(7) 鍛造機	
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
3	窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
4	建設用資材の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く。)	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上であること。
	(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上であること。
5	穀物用製粉機(ロール式のものに限る。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
6	木材の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) ドラムパーカー	
	(2) チッパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。
	(3) 碎木機	
	(4) 帯のこ盤	原動機の定格出力が製材用のものにあつては15キロワット以上、木工用のものにあつては2.25キロワット以上であること。
	(5) 丸のこ盤	
	(6) かな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。
7	抄紙機	
8	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	
9	合成樹脂用射出成型機	
10	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)	

道条例 振動発生施設

1	金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) 液圧プレス (矯正プレスを除く。)	
	(2) 機械プレス	
	(3) せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上であること。
	(4) 鍛造機	
	(5) ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上であること。
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
3	遠心分離機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
4	窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
5	織機	原動機を用いるものであること。
6	コンクリート製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.9キロワット以上であること。
	(2) コンクリート管製造機	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上であること。
	(3) コンクリート柱製造機	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上であること。
	(4) コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除く。)	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上であること。
7	木材加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) ドラムバーカー (2) チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
8	印刷機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
9	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機 (カレンダーロール機を除く。)	原動機の定格出力が30キロワット以上であること。
10	合成樹脂用射出成型機	
11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)	

氏名等変更届出書(別記第6号様式)、ばい煙等発生施設使用廃止届出書(別記第7号様式)、承継届出書(別記第9号様式)については、事由発生後30日以内に届出を行って下さい。